

野々市市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針

平成 25 年 3 月 1 日制定
令和 5 年 3 月 27 日改定
野々市市

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項等を定めるものである。

第 1 市内の建築物及び公共土木工事等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 目的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、再生産可能な資源である。その利用を住宅や公共建築物のみならず、中高層建築物を含めた建築物全体等において推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備を促し、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するとともに、都市等における快適な生活空間の形成、脱炭素社会の実現にも貢献することが期待される。

平成 22 年 10 月 1 日、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」が施行され、市では、市内の公共建築物の整備及び公共土木工事^{注 1)}の施工等に際し、県産材^{注 2)}をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、同法に基づいて「野々市市内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針」を定め、公共建築物等における木材の利用の促進に努めてきた。

このような中、木材の利用は、森林資源の循環利用を通じて、脱炭素社会の実現に貢献すること、また、耐震性能や防火・耐火性能等の技術革新により木材利用の可能性が広がってきたこと等を背景に法が改正され、令和 3 年 10 月 1 日から、木材の利用促進の対象が、公共建築物から建築物全体に拡大された。

そのため市では、市内の建築物の整備及び公共土木工事の施工等に際し、地域産材をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、法第 12 条第 1 項の規定に基づいて本方針を定め、また必要に応じて、これを見直すこととする。

2 基本的事項

(1) 本方針における建築物とは、法第2条第1項で定める建築物である。

また、公共建築物とは、県、その他の地方公共団体若しくは国又は地方公共団体以外の者が整備する、法第2条第2項、法施行令（平成22年政令第203号）第1条及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」第2の4（1）で定める建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）等が含まれる。

(2) 建築物を整備する者は、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に県産材をはじめとする木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。

(3) 公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において積極的に県産材を利用するよう努めるものとする。なお、公共建築物を整備する者が市である場合は、第2の1に基づき、取り

組むものとする。

(4) 木材の利用にあたっては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の備品等各種製品の原材料としての利用に努めるものとする。

(5) 建築物の整備及び公共土木工事等において木材を使用する際は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨に従い、合法性等の証明された木材の利用に努めるものとする。

第2 市が整備する公共建築物及び公共土木工事等における木材利用の目標

1 市が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 市が整備する公共建築物のうち、低層の建築物^{注3)}においては、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていないものについては、積極的に木造化^{注4)}を促進する。

また、市が整備する公共建築物のうち、低層の建築物でない建築物及び低層の建築物であり、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているものについても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化を推進する。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

さらに、建物高さ（低層、高層）や構造（木造、非木造）等にかかわらず、内装等の木質化^{注5)}を推進するものとする。

なお、使用する木材は、求められる性能（強度等）等の条件により県産材の利用が不可能な場合を除き、積極的に県産材を利用するものとする。

- (2) 市が整備する公共建築物においては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。
- (3) 市が整備する公共建築物において調達する椅子、机、ロッカー、書棚等の備品等については、県産材をはじめとする木材を原料とした物品の利用に努めるものとする。
- (4) 市が整備する公共建築物においては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適正な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進に努めるものとする。

2 市が行う公共土木工事における木材利用の推進

市が実施する公共土木工事等においては、自然環境や景観に配慮し、創意工夫のもと、間伐材をはじめとする木材を利用した工法の採用に努めるものとする。

ただし、木材の利用にあたっては、事業の内容や目的、施設の維持管理計画を考慮し、さらに所要の強度が要求される場合は、構造計算や安定計算等を行うなど、安全性などに十分配慮するものとする。

なお、使用する木材は、求められる性能（強度等）等の条件により県産材の利用が不可能な場合を除き、積極的に県産材を利用するものとする。

3 共通事項

市が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等に使用するために調達する木材のうち、「石川県グリーン購入調達方針^{注 6)}」に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、グリーン購入調達方針に示された判断の基準を満たす木材とする。

第3 その他市内の建築物及び公共土木工事等における木材利用の促進に関し必要な事項

1 木材利用に対する市民理解の醸成の推進

市は、森林環境教育や木育等に加え、環境貢献度の「見える化」の取組を通じ、森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、地域産材をはじめとする木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、市民への普及啓発に努めるものとする。

2 国・県及び木材製造関係者との連携

市は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用に努める設計者等と相互に連携し、県産材をはじめとする木材の利用促進及び供給確保を図るように努めるものとする。

3 公共建築物及び公共土木工事等における県産材の利用促進体制の推進

- (1) 市は、林業・木材産業の活性化と健全な森林整備を促進するために公共建築物及び公共土木工事等における県産材の利用の促進を効果的に図っていくため、各部局間の連絡調整等を行うものとする。
- (2) 市は、市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等における木材利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。また、管理者等は多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるようPR及び普及に努めるものとする。

附 則

本方針は、平成25年3月1日から適用する。
一部改正 令和5年3月27日

注1) 公共土木工事

例として、法面保護工、土留工、排水施設工、路面工（縁石工）、防護施設工、柵工、階段工、溪間工、筋工、床固工、谷止工、帯工、護岸工、積工、伏工、標識工、仮設防護柵工、型枠工等

注2) 県産材

本方針では、石川県内で素材生産された丸太及び当該原木から加工生産された木材を指す。

注3) 低層の建築物

高さ16m以下（建築基準法別表第一（い）欄（五）項又は（六）項に掲げる用途に供する特殊建築物（倉庫、自動車車庫等）にあっては、高さ13m以下）かつ地階を除く階数が3以下で延べ面積3,000㎡以下の建築物。

注4) 積極的に木造化

例外として、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、留置場等の刑事収容施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される建築物については例外とする。

ただし、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

注5) 内装等の木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

注6) 石川県グリーン購入調達方針

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての石川県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。